

会計・開示ダイジェスト

会計及び開示を巡る動向 2024年10月号

No.24-11

有限責任 あずさ監査法人



会計・開示ダイジェストは、日本基準及びIFRS®会計基準等の会計及び開示の主な動向についての概要を記載したものです。

1. 企業会計基準委員会（ASBJ）、日本公認会計士協会（JICPA）及びサステナビリティ基準委員会（SSBJ）

今月、特にお知らせする事項はありません。

2. 東京証券取引所

今月、特にお知らせする事項はありません。

3. 金融庁

【改正】

「企業内容等の開示に関する留意事項について（企業内容等開示ガイドライン）」の改正（案）に対するパブリックコメントの結果等について

金融庁は2024年10月25日、『「企業内容等の開示に関する留意事項について（企業内容等開示ガイドライン）」の改正（案）に対するパブリックコメントの結果等について』を公表しました。本改正は、「有価証券報告書等の提出期限の承認の取扱い」（企業内容等開示ガイドライン24-13）において、既に有価証券報告書等の提出期限の延長承認を受けている発行者から当該承認の対象となった有価証券報告書等と同一の有価証券報告書等について、再度の延長承認の申請があった場合の取扱いと有価証券報告書等の延長承認に係る事務処理の留意点を明確化するものです。

また、有価証券報告書等の提出期限の承認の際のやむを得ない理由について、「サイバー攻撃等により財務諸表もしくは連結財務諸表を作成するために必要なデータを取得できないこと」が追記されています。

本改正は2024年10月25日から適用されます。

あずさ監査法人解説資料：[ポイント解説速報（2024年10月30日）](#)

4. 法務省

今月、特にお知らせする事項はありません。

5. 国際会計基準審議会 (IASB)、IFRS解釈指針委員会 (委員会) 及び国際サステナビリティ基準審議会 (ISSB)

今月、特にお知らせする事項はありません。

6. 米国財務会計基準審議会 (FASB)

【公開草案 (会計基準更新書案 (ASU案))】

ASU案「無形資産—のれん及びその他—内部利用のソフトウェア(サブトピック350-40)：内部利用のソフトウェアの会計処理に対する限定的な改善」

FASBは、2024年10月に内部利用のソフトウェアに関する規定を、アジャイル方式のような最新のソフトウェア開発手法に対してより適用しやすいものとするを意図したASU案を公表しました。本ASU案では、ソフトウェア開発プロジェクトの時系列の開発段階に応じた会計処理の規定を削除したうえで、下記の2つを満たした時に費用の資産化を開始することが提案されています。

- 経営者がソフトウェア開発プロジェクトを承認し、資金の拠出を約束 (commit) している、かつ
- プロジェクトが完了し、意図された機能を実行する目的でソフトウェアが使用される可能性が高い (完了可能性要件)

本ASU案では、プロジェクトの完了可能性を評価する際に、企業はソフトウェアの開発活動に関連する重要な不確実性が存在するか否かについて検討することが提案されています。また、本ASU案では、資産化された内部利用のソフトウェアに関するキャッシュ・アウトフローを、キャッシュフロー計算書において投資活動区分内の独立した項目として表示することが提案されています。

他方、本ASU案では、外部利用のソフトウェアに関する既存の規定や、内部利用のソフトウェアについて資産化できる費用の性質に関する規定、内部利用のソフトウェアについて費用の資産化を終了する時点に関する規定については、変更は提案されていません。

本ASU案は、適用開始日以降に発生する費用から将来に向けての適用又は遡及適用（完全遡及アプローチ）のどちらも認めることが提案されています。なお、本ASU案に基づく改訂の発効日及び早期適用が認められるかについては、本ASU案に寄せられるコメントを踏まえて決定されます。

コメントの募集期限は、2025年1月27日です。

KPMG関連資料：[Defining Issues](#)（英語）

ASU案「企業結合（トピック805）及び連結（トピック810）：変動持分事業体の取得における会計上の取得企業の決定」

FASBは、2024年10月に法的な被取得企業が変動持分事業体（VIE）である場合の一部の企業結合における会計上の取得企業の決定に関する規定を変更し、VIE以外の企業の取得の際の規定と一致させるASU案を公表しました。現行の規定では、VIEの取得を伴う企業結合においてはVIEの主たる受益者が常に会計上の取得企業であると規定されており、VIEの取得を伴う企業結合（SPACを利用した取引を含む）を逆取得として会計処理することはできず、VIEの取得とVIE以外の企業の取得の会計処理に不一致が生じていました。

上記の課題を踏まえ、本ASU案では、事業の定義を満たすVIEの取得が主に持分（equity interest）の交換により行われる場合、サブトピック805-10のガイダンスを考慮して、会計上の取得企業を決定するようにすることが提案されています。他方、主に持分の交換以外の方法でVIEの取得が行われる場合に主たる受益者を常に会計上の取得企業とする規定については、変更の提案がされていません。

本ASU案は、適用開始日以降の取得から将来に向けて適用（早期適用可）することが提案されています。なお、本ASU案に基づく改訂の発効日は本ASU案に寄せられるコメントを踏まえて決定されます。

コメントの募集期限は、2024年12月16日です。

KPMG関連資料：[Defining Issues](#)（英語）

■ 関連資料紹介

- [IFRS®会計基準と日本基準の主要な相違点（2024年版）](#)
- [IFRS®会計基準の初見分析 - IFRS第18号「財務諸表における表示及び開示」](#)
- [サステナビリティ基準委員会の審議状況 第40回、第41回、第42回](#)
- [リース会計 激動の時代への一冊](#)

■ ソーシャルメディアのご紹介

リサーチ／報告書、解説記事、動画による解説など、KPMGの知見を集めた独自コンテンツを発信しています。



■ 会計・開示コンテンツアーカイブのご紹介

会計・開示コンテンツをトピック別、業種別で絞込み、一覧表示することができます。

kpmg.com/jp/search-tool



■ KPMG Japan Insight Plusのご紹介

<https://kpmg.com/jp/ja/home/campaigns/2022/04/insight-plus.html>

この度、KPMGジャパンは、KPMGジャパンのセミナーや、動画コンテンツを会員限定で提供するウェブサイト「KPMG Japan Insight Plus」を開発いたしました。

KPMGジャパンのナレッジを、ビジネストピック別にご紹介しているほか、会員登録の際にご興味のあるトピックを選択いただくと、その内容が定期的にメールにて配信されるサービスもご提供しています。

編集・発行

有限責任 あずさ監査法人

azsa-accounting@jp.kpmg.com

ここに記載されている情報はあくまで一般的なものであり、特定の個人や組織が置かれている状況に対応するものではありません。私たちは、的確な情報をタイムリーに提供しよう努めておりますが、情報を受け取られた時点及びそれ以降においての正確さは保証の限りではありません。何らかの行動を取られる場合は、ここに記述された情報のみを根拠とせず、プロフェッショナルが特定の状況を綿密に調査したうえで提案する適切なアドバイスをもとにご判断ください。

© 2024 KPMG AZSA LLC, a limited liability audit corporation incorporated under the Japanese Certified Public Accountants Law and a member firm of the KPMG global organization of independent member firms affiliated with KPMG International Limited, a private English company limited by guarantee. All rights reserved.

The KPMG name and logo are trademarks used under license by the independent member firms of the KPMG global organization.

コピーライト© IFRS® Foundationすべての権利は保護されています。有限責任 あずさ監査法人はIFRS財団の許可を得て複製しています。複製および使用の権利は厳しく制限されています。IFRS財団およびその出版物の使用に係る権利に関する事項は、www.ifrs.orgでご確認ください。

免責事項: 適用可能な法律の範囲で、国際会計基準審議会とIFRS財団は契約、不法行為その他を問わず、この冊子ないしあらゆる翻訳物から生じる一切の責任を負いません。(過失行為または不作為による不利益を含むがそれに限定されない)。これは、直接的、間接的、偶発的または重要な損失、懲罰的損害賠償、罰則または罰金を含むあらゆる性質の請求または損失に関してすべての人に適用されます。

この冊子に記載されている情報はアドバイスを構成するものではなく、適切な資格のあるプロフェッショナルによるサービスに代替されるものではありません。

「ISSB™」は商標です。「IFRS®」、「IAS®」、「IFRIC®」、「IFRS for SMEs®」、「IAS®」および「SIC®」はIFRS財団の登録商標であり、KPMG IFRG Limitedおよび有限責任 あずさ監査法人はライセンスに基づき使用しています。この商標が使用中および(または)登録されている国の詳細についてはIFRS財団にお問い合わせください。

各基準についてのより詳細な情報、過去情報は、あずさ監査法人のウェブサイトをご確認ください。

- [あずさ監査法人トップページ\(Link\)](#)
- [日本基準 \(Link\)](#)
- [IFRS会計基準 \(Link\)](#)
- [米国基準 \(Link\)](#)